

組合員証等の取扱いについて

「組合員証」や「組合員被扶養者証」等は、皆さんが医療機関で受診する際、共済組合の組合員や被扶養者であることを証明する大事なものですから、大切に保管し紛失のないよう取扱いには十分にご注意ください。

もし紛失された場合は、有効期限がついていないことからさまざまなトラブルのもとになりかねませんので、直ちに警察へ届け出ると同時に、所属所の共済事務担当課を通じて共済組合へすみやかに再交付の申請を行ってください。

共済組合への届出口座の確認について

共済組合に届け出ている口座を解約したり、金融機関・支店等の統廃合によって口座番号が変更となった場合には、必ず「給付金等振込口座指定変更届」を共済事務担当課を通じて共済組合に提出してください。

また、婚姻等により氏名が変わられた場合は、共済組合に氏名変更の届出をしていただくほか、金融機関への預金口座の氏名変更手続きも行ってください。

毎月2回の給付金や共済貯金の払戻し等の送金日において、届出口座の解約（金融機関の統廃合等で口座番号が自動的に変更となっている場合があります）や口座名義人相違等の理由により送金ができない場合がありますので、ご注意ください。

公務上のケガや病気は組合員証で受診できません

公務や通勤によるケガや病気の治療は、地方公務員災害補償基金（以下「公災基金」といいます。）が療養補償を行い、共済組合は給付できないことになっています。

従いまして、ケガや病気の原因が公務や通勤によるものであることが明らかな場合、組合員証は使用できませんので医療機関の窓口で公務上であることを申し出てください。ただし、一部の医療機関では公務上と認定されるまでの間は、組合員証を使用した保険診療の扱いをする場合がありますので、この場合は医療機関の指示に従ってください。

公務や通勤によるものと判断できない場合は、一時的に組合員証で受診しても構いませんが、公務上と認定されたらすぐに療養補償に切り換えるよう医療機関に申し出てください。

本人の恣意的な転医は認められません

療養補償を受けられるのは、公災基金が認定した医療機関だけです。転医が認められるのは、医師の指示により別の医療機関へ変わるときなどで、この場合は転医届を提出します。自宅から近い、普段から通院している等、本人の恣意的な理由で医療機関を変更することは認められません。

公災基金が認定した以外の医療機関で受診した場合の医療費は、全額（共済組合負担分7割分＋本人負担3割分）自己負担となります（共済組合負担分については、返還いただくこととなります）。